

松島監査第 17 号
令和7年10月9日

松島町長 櫻井公一 殿

松島町監査委員 丹野和男

松島町監査委員 後藤良郎

令和7年度上期定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、令和7年度の上期定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別添のとおり提出します。

1. 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を行った。

2. 監査の概要

ア. 監査の実施期間

令和7年10月6日（月）～9日（木） 3日間

イ. 監査の目的

令和7年度松島町監査計画に基づき、特定の工事を対象として、財務に関する事務の執行状況及び技術的観点からの工事施工状況の監査を実施した。

ウ. 監査の対象とした工事

新たな産業拠点を目指して、町の重点施策である「松島イノベーションヒルズ」構想の幹線道路整備となる次の工事を対象とした。

「建5工第045号（都）根廻・初原線道路整備その2工事」

エ. 監査の対象とした課

建設課

オ. 監査の方法

入札・契約関係書類及び設計図書・施工管理資料等の提出を求めて関係書類を調査の上、工事現場の視察及び工事担当者からの聞き取り等により行った。

カ. 監査の着眼点

- ・ 工事の計画は妥当か。また、調整及び決裁手続きは適正に行われているか。
- ・ 設計に係る調査や書類の作成等は適切か。
- ・ 積算は適正に行われているか。
- ・ 契約について、入札から契約締結まで、適正に行われているか。
- ・ 施工に係る手続きは適正に行われているか。
- ・ 設計変更がある場合、内容や時期は妥当か。また、手続きは適正に行われているか。
- ・ 契約の履行は適正に行われているか。

3 監査の結果

監査の結果、別紙1のとおり事務の執行及び工事施工については、おおむね適切に行われているものと認められた。

ア. 監査による事務の執行・事業の管理状況についての意見

①コスト縮減への配慮

本道路整備計画では、3万 m^3 超の残土が見込まれている。区画整理事業との調整を図り、残土処理費用を減額するなどの、工事費節減を図るための創意工夫が望まれる。

イ. 指摘事項

なし

〈14節〉工事請負費執行状況

予算年度:令和5年度

会計:一般会計

担当課名:建設課

担当班名:建設班

款項目番号 工事番号 工事名	事業名 工事概要	入札方法	予定価格(円)	契約業者名	工期等	支払の種類	支払額 (円)	履行確認 年月日	支払 年月日	随契の場合 は、 その理由
		応札者数	当初契約額(円)							
		契約方法	落札率(%)							
		(変更の場合) 変更理由	予定価格(円) 変更契約額(円) 変更率(%)							
8-5-5	(都)根廻・初原線道路整備事業	条件付一般競争入札	49,395,500	大木建設(株) 東北支店	R6.10.16 ~	R5支払額	0	R7.7.31 評定点 76	R6.11.21	
		6社	35,420,000		R7.3.31	R6前払	14,160,000			
		最低額入札者	71.71%		R6.10.16 ~	R7完成払	34,348,900			
		①排水構造物の増減	67,648,900		R7.7.31					
		②工期延期	48,508,900							
		③現場精査	71.71%							

〔監査で確認した概要〕

- ・ 保安林解除等各種協議が行われて工事着手した道路計画は妥当で、道路構造令等に基づいた道路設計となっている。
- ・ 積算は、宮城県の土木工事標準積算基準書・単価表を基に積算している。
- ・ 条件付一般競争入札方式で実施した結果、6社応募があり、最低額入札者が落札率71.71%で契約している。
- ・ 請負業者は、特記仕様書等の条件に則り施工計画書を作成し、監督員の立会いも適切に実施し、労働者等の安全に配慮し、無事故で工事完了している。
- ・ 現場精査・工期延期等により3回の設計変更があったが、協議により工期内に工事完了している。